

## 第5章 室戸市成年後見制度利用促進基本計画



## 1. 目的

---

「室戸市成年後見人制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号）（以下「促進法」という。）に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定するものです。

## 2. 基本計画の位置付け

---

促進法第14条第1項では「市町村の講ずる措置」として、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされており、基本計画は「室戸市地域福祉計画」と一体的に策定し、「室戸市高齢者保健福祉計画」や「室戸市障害者計画」等と整合、連携を図ります。

## 3. 成年後見制度に関する現状と課題

---

### (1) 本市の高齢者、障がい者の現状と将来推計

本市の「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」によると、総人口は、平成27年の14,590人から令和2年には12,728人となり、1,862人減少しています。その後も減少は続き、令和7年には10,866人、令和22年には5,869人となる見込みです。一方、高齢化率は、令和2年に50.4%となり、市民の2人に1人が高齢者である状況となっています。また、令和7年には54.2%、令和22年には63.6%と今後も増加する見込みとなっています。

また、障がい者のうち、知的障がい者は、療育手帳所持者数が平成27年度の124人から令和元年度には131人へと増加し、精神障がい者も精神障害者保健福祉手帳所持者数が平成27年度の100人から令和元年度には109人と増加しています。

これらのことから、高齢者及び障がい者に対する権利擁護を含む支援体制の推進は、今後も市政の重要な課題となっています。

### (2) 本市の成年後見制度利用に関する課題

「第4期室戸市地域福祉計画」策定にあたり、実施した地域福祉に関する意識調査で、成年後見制度について尋ねたところ、「制度も内容も知らない」が37.9%、「制度は知っ

ているが内容を知らない」が 34.5%と制度が十分浸透していないことがうかがえる結果となりました。

また、福祉についてどのような情報を知りたいかについてのなかで、成年後見制度については 2.6%と関心の低さもうかがえる結果となっています。

これらのことから、まず成年後見制度の普及啓発が急務であり、市民の方々や専門機関及び行政が一体となって、制度の理解を深めていくことが重要となっています。

## 4. 成年後見制度の利用状況

### (1) 本市の成年後見制度利用状況

本市における成年後見制度の利用件数の推移は、高知家庭裁判所が平成 28 年 1 月から令和 2 年 12 月に申立てがされた件数を集計した自庁統計に基づく概数によれば、後見 14 件となっています。

#### ◎成年後見制度利用件数

(単位：件)

| 類型 | H28 | H29 | H30 | R 元 | R2 | 計  |
|----|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 後見 | 5   | 0   | 2   | 3   | 4  | 14 |
| 保佐 | 0   | 0   | 0   | 0   | 0  | 0  |
| 補助 | 0   | 0   | 0   | 0   | 0  | 0  |

資料：高知家庭裁判所

### (2) 本市の市長申立状況

本市では、平成 22 年 3 月に「室戸市成年後見制度利用支援事業実施要綱」を制定し、市長による審判の請求を行う場合の手續及び成年後見制度の利用に係る支援に関し、必要な事項を定め、市民の方々が成年後見制度を利用しやすい体制を整備しました。

#### ◎市長申立件数

(単位：件)

| 類型 | H28 | H29 | H30 | R 元 | R2 | 計  |
|----|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 後見 | 2   | 1   | 1   | 3   | 4  | 11 |
| 保佐 | 0   | 0   | 0   | 0   | 0  | 0  |
| 補助 | 0   | 0   | 0   | 0   | 0  | 0  |

資料：高知家庭裁判所

### (3) 本市の法人後見事業利用状況

平成30年1月からは、室戸市社会福祉協議会が、地域における権利擁護の取り組みとして、「法人成年後見事業」を整備し、運用を開始しました。

制度利用に至る課題が多様化しつつある今般の状況から、今後の本市での権利擁護支援のなかで、大きな社会資源の一つとなっています。

#### ◎法人後見事業利用件数

(単位：件)

| 類型 | H30 | R元 | R2 | 計 |
|----|-----|----|----|---|
| 後見 | 1   | 2  | 3  | 6 |
| 保佐 | 0   | 0  | 0  | 0 |
| 補助 | 0   | 0  | 0  | 0 |

資料：室戸市社会福祉協議会

## 5. 成年後見制度利用促進にあたっての目標と基本的な考え方

### (1) 目標

成年後見制度を必要な方が利用できるよう、制度の普及啓発、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の体制整備を段階的に行います。

### (2) 基本施策

#### ①制度の普及啓発

成年後見制度は、福祉分野の専門職等、一部の方には認識されていますが、住民の方々の認知度は低い状況にあるため、広報や研修会等を通じ、制度の普及啓発を図ります。

#### ②権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

以下の3つの役割を実現するため、既存の保健・医療・福祉の連携に司法も含めた連携の仕組みを構築します。

##### ア 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護に関する支援の必要な人(財産管理や必要なサービスの利用手段を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人等)の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けます。

#### イ 早期の段階からの相談、対応体制の整備

早期の段階から、任意後見や保佐、補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備します。

#### ウ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築します。

### ③地域連携ネットワークの中核となる機関の設置

地域連携ネットワークを構築し、適切に成年後見制度の運営をしていくためには、その中核となる機関が必要になります。

様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウを蓄積し、地域における連携・対応強化の推進役となる中核機関を設置します。

## (3) 具体的施策

### ①成年後見制度の普及啓発事業の推進

室戸市社会福祉協議会等と連携して、広報活動や研修会を行い、権利擁護に関する制度及び知識の普及、啓発に努めます。

### ②既存支援の枠組みを活用した地域連携ネットワークの構築

地域全体の見守り体制のなかで、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結びつける機能を強化するため、権利擁護支援が必要な人に、本人の状況に応じ、法律、福祉の専門職が専門的助言、相談対応等の支援に参画できるよう、既存の支援の枠組みを活用します。

具体的には、「地域ケア会議」、「社会福祉協議会法人成年後見事業運営委員会」及び「室戸市自立支援協議会」等の会議を活用して、権利擁護支援を行います。

### ③中核機関の設置・運営形態

#### ア 設置の主体

行政や地域の幅広い関係者との連携及び調整をする必要性等から、市が設置の主体となります。

#### イ 運営の主体

中核機関については、「広報機能」「相談機能」「成年後見制度利用促進機能」「後見人支援機能」等、中核機関が担う機能について適切な運営が可能となるよう、市によ

る直営又は委託により、令和5年度の設置に向け、関係機関と協議・検討していきます。

また、市が委託する場合の中核機関の運営主体については、業務の中立性、公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（社会福祉協議会、NPO法人等）を市が適切に選定することが必要です。





## 第6章 計画の推進に向けて



## 1. 協働体制による計画の推進

---

計画に基づく施策を推進していくためには、地域住民、福祉サービス事業者、市社協と行政が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって、総合的な視点から各目標に取り組み、協力して活動を推進することが重要です。

このため、次のような役割のもとに協働体制による推進をめざします。

### (1) 地域住民の役割

住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域の課題を他人ごとではなく自分のこととしてとらえ、地域福祉の担い手として自ら地域活動やボランティア活動等に積極的に参加すること、近隣と協力すること等により、自らの課題や地域課題の解決に向けた取り組みを行うように努めます。

### (2) 福祉サービス事業者等の役割

高齢者・障がい者・子ども等への各種福祉サービスの充実は、地域住民が本市に住み続けるために必要不可欠です。住民が適切なサービスが受けられるよう、福祉サービス事業者は行政と連携するなかで、サービスの質の確保に努めます。

また人材の確保のために、職員への研修等を積極的に行いキャリアアップにつなげるとともに、働きやすい環境づくりに努める等、働く人を大切にします。

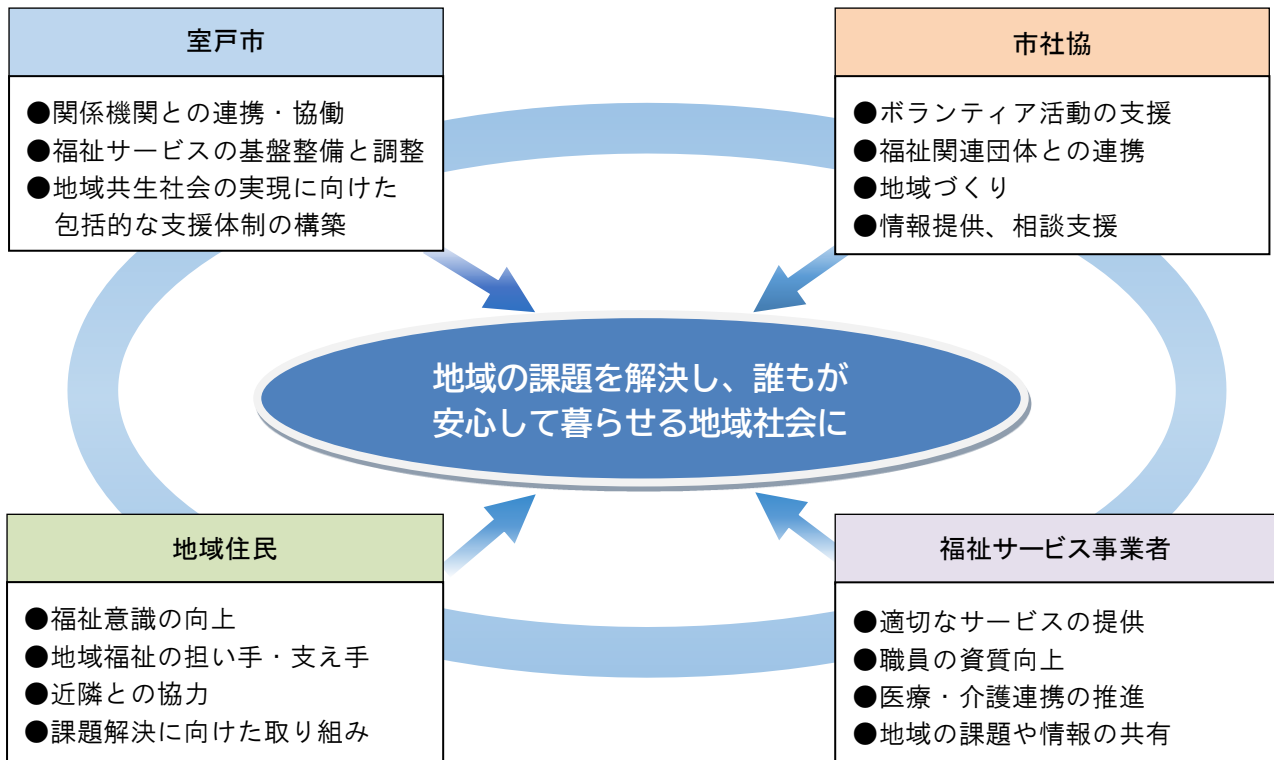
### (3) 市社協の役割

地域福祉の推進を使命の一つとする市社協は、地域の実情を把握し、住民とともに地域課題に取り組む組織です。市社協は行政と連携するなかで、ボランティア活動、福祉意識の啓発、人材育成、地域福祉活動の支援、相談事業等、地域の実情に応じたサービスの提供や支援、また住民と一体になっての地域づくりに取り組みます。

### (4) 市の役割

地域福祉の推進にあたって、行政には市全域の住民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進する「公助」としての責務があります。そのため、地域の実情を把握し、地域住民や市社協、福祉サービス事業者、民生委員・児童委員、地域住民組織、NPO法人やボランティア団体等と相互に連携・協力を図りながら、包括的に生活課題を解決するための体制の整備を推進します。

## 【各主体の役割】



## 2. 計画の評価

本計画の推進にあたっては、行政と市社協が連携し、住民等（福祉サービス事業者、民生委員・児童委員、地域住民、地域組織、ボランティア団体等）と協働により取り組めます。

また、地域福祉活動の取り組み状況の把握と本計画の施策・事業の進捗管理のために、庁内関係課と市社協とともに協議を定期的に行います。

なお、外部関係機関や有識者、住民で構成する「室戸市地域福祉計画推進委員会」や「室戸市地域福祉活動計画推進委員会」等により、計画の評価、見直しを行っていく予定ですが、評価の時期や市と市社協との合同の評価方法、会議開催等については、住民の意見をより反映できるように検討を行います。

# 資料



## 1. 室戸市地域福祉計画・地域福祉活動計画検討委員会名簿

(敬称略・順不同)

|    | 氏名     | 職名                                     | 備考   |
|----|--------|--|------|
| 1  | 小松 伸稔  | 室戸市常会長連合会長                             | 委員長  |
| 2  | 藤田 洋子  | 社会福祉法人 元保育協会 元保育所園長                    | 副委員長 |
| 3  | 舩田 光彦  | 室戸市小・中学校長会長                            |      |
| 4  | 松本 十三子 | 室戸市民生委員児童委員協議会長                        |      |
| 5  | 谷岡 壽満子 | 室戸市老人クラブ連合会長                           |      |
| 6  | 竹崎 重雄  | 室戸市健康応援団長                              |      |
| 7  | 木下 恵介  | 社会福祉法人 室戸市社会福祉協議会 会長                   |      |
| 8  | 田中 稔明  | 社会福祉法人むろとはまゆう会<br>障害者支援施設むろと・はまゆう園 施設長 |      |
| 9  | 福永 一郎  | 安芸福祉保健所長                               |      |
| 10 | 武井 知香  | 教育次長兼学校保育課長                            |      |
| 11 | 山本 康二  | 保健介護課長                                 |      |
| 12 | 辻 さおり  | まちづくり推進課長                              |      |
| 13 | 山本 廣子  | 室戸市あったかふれあいセンター<br>センター長               |      |
| 14 | 谷川 岩男  | 室戸市消防団長                                |      |
| 15 | 大西 清香  | 室戸市地域包括支援センター<br>センター長                 |      |

(オブザーバー)

|   |       |                                |  |
|---|-------|--------------------------------|--|
| 1 | 坂田 智代 | 安芸福祉保健所 地域支援室チーフ<br>(地域支援担当)   |  |
| 2 | 間 章   | 社会福祉法人 高知県社会福祉協議会<br>地域・生活支援課長 |  |

## 2. 策定の経緯

| 年    | 月日             | 内 容   |
|------|----------------|---|
| 令和3年 | 1月7日           | 市民意識調査開始・アンケート発送  |
|      | 3月8日           | 福祉関連団体意識調査・アンケート発送                                      |
|      | 3月19日          | 社会福祉法人他福祉関連事業者ヒアリング実施                                   |
|      | 8月2日           | 地域福祉計画・地域福祉活動計画検討委員会 委員委嘱(15名)                          |
|      | 8月20日          | 第1回 地域福祉計画・地域福祉活動計画検討委員会                                |
|      | 10月8日          | 室戸岬地区懇談会(室戸岬公民館)  |
|      | 10月13日         | 室戸地区懇談会(やすらぎ)   |
|      | 10月21日         | 佐喜浜地区懇談会(佐喜浜生活改善センター)                                   |
|      | 10月25日         | 吉良川地区懇談会(吉良川公民館)  |
|      | 10月28日         | 羽根地区懇談会(羽根公民館)  |
|      | 12月23日         | 第2回 地域福祉計画・地域福祉活動計画検討委員会                                |
| 令和4年 | 1月25日          | 第3回 地域福祉計画・地域福祉活動計画検討委員会<br>(新型コロナウイルス感染予防のため書面による意見徴取) |
|      | 2月16日～<br>3月1日 | 計画案に対する意見公募実施   |



### 3. 地区別懇談会の結果報告

この度の地域福祉計画、地域福祉活動計画の策定（見直し）にあたり、市内5カ所で地区懇談会（ワークショップ）を行いました。

住民のみなさんに地域福祉計画と地域福祉活動計画について知っていただくこと、地域共生社会について知っていただくこと、そして、自分たちの住んでいる地域について、改めて考えて意見を出し合っていたいただくことを目的に行いました。コロナ禍で集まる機会が少なくなっている時期でしたが、感染対策を行い、集まっていたいただき、貴重なご意見をいただきました。

また、今後は住民の方が少子高齢化や人口減少等による様々な地域の課題を「他人事」ではなく「我が事」としてとらえ、住民同士で話し合うこと自体が今後の地域福祉を推進していくうえで重要であると考えます。

市や市社協としても地域の方々と直接お話しすることで、情報を得ることができ、今後の地域福祉の推進や体制整備においては、このような住民同士の話し合いの場や機械を増やすとともに、住民の方との協働の意識をもちながら推進していく必要があると考えています。



## 羽根地区

|      |                           |
|------|---------------------------|
| 開催日時 | 令和3年10月28日(木) 18:30~20:00 |
| 開催場所 | 羽根公民館                     |
| 出席者  | 21名                       |

### 1. 私の地域の良いところ、地域のつながりや支え合い

- 声かけが気軽にできる
- 住民の仲が良い
- 地域の活動に協力的である 等

### 2. 地域共生社会のためにあったらいいこと

- 集まれる場所
- 気軽に相談できる場所
- 高齢者と若い人が交流できる場 等

### 3. これからこの地域にどんな地域になってほしいか？ そのために自分たちにできること

- 働く場所があって、子どもが残って生活できる地域
- 隣近所での情報交換
- 婦人会の活動の継続 等

### 4. 市や市社協に期待すること

- 交通の便をよくして、高齢者であっても移動がしやすくしてほしい
- ワンストップで相談・解決できる窓口をつくってほしい
- 市社協がどんなことをするところかわからないので住民に周知してほしい 等



## 吉良川地区

|      |                          |
|------|--------------------------|
| 開催日時 | 令和3年10月25日（月）18:30～20:00 |
| 開催場所 | 吉良川公民館                   |
| 出席者  | 17名                      |

## 1. 私の地域の良いところ、地域のつながりや支え合い

- 声かけができています
- 住民の仲が良い
- 草刈り、神社行事、盆踊り等にもなう会食がある 等

## 2. 地域共生社会のためにあったらいいこと

- 世代間交流の場所
- 住民が行政と一体になる
- 地域とつながりをもつこと 等

3. これからこの地域にどんな地域になってほしいか？  
そのために自分たちにできること

- 協力し合える仕組みがある地域
- 健康でいること
- 地域を育てること 等

## 4. 市や市社協に期待すること

- 住民の活動を支援するコーディネーターのような人を配置してほしい
- 地域に出てきて、地域のことをもっと知ってほしい
- 防災対策の見直し 等



## 室戸地区

|      |                           |
|------|---------------------------|
| 開催日時 | 令和3年10月13日(水) 18:30~20:00 |
| 開催場所 | 室戸市保健福祉センター やすらぎ きらきら広場   |
| 出席者  | 27名                       |

### 1. 私の地域の良いところ、地域のつながりや支え合い

- 近所の人を気にかけている
- 祭りごとや清掃等、地域の人と協力している
- 深入りもなく、希薄でもない 等

### 2. 地域共生社会のためにあったらいいこと

- 気軽に交流できる場
- 近所同士の見守り
- ボランティア活動 等

### 3. これからこの地域にどんな地域になってほしいか？

そのために自分たちにできること

- おっせかいおばさんがいる地域
- ゆるやかな見守りができる地域
- 住民が集まれる休憩所を作ること 等

### 4. 市や市社協に期待すること

- 地域の人同士がふれあえるイベントを企画してほしい
- 住民の身近で、困っている人を支援してくれるところにつないでくれる窓口(おつなぎセンター)
- 地域のプチリーダーの育成 等



## 室戸岬地区

|      |                          |
|------|--------------------------|
| 開催日時 | 令和3年10月8日(金) 18:30~20:00 |
| 開催場所 | 室戸岬公民館                   |
| 出席者  | 28名                      |

## 1. 私の地域の良いところ、地域のつながりや支え合い

- 地域のつながり
- 近所の人とのあいさつや、おすそわけできる関係性
- 常会で仲が良い、見守りもしている 等

## 2. 地域共生社会のためにあったらいいこと

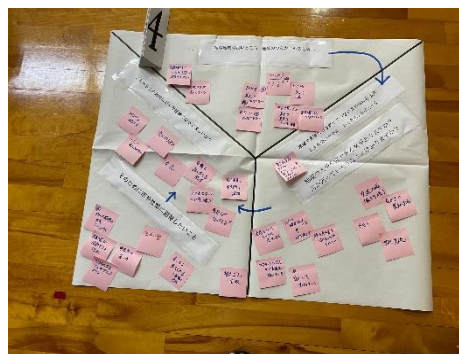
- 異年齢交流の機会
- 交流、見守り
- ボランティア活動 等

3. これからこの地域にどんな地域になってほしいか？  
そのために自分たちにできること

- 気持ちが話し合える地域
- 百歳体操での体づくり
- 地域外からも訪れてもらえる地域 等

## 4. 市や市社協に期待すること

- 期待だけでなく、自分たちも頑張らないといけない！
- 困りごとを言う先や相談先を教えてください
- 他のことは自分たちでできるので、草刈りなどの力仕事をしてほしい 等



## 佐喜浜地区

|      |                           |
|------|---------------------------|
| 開催日時 | 令和3年10月21日(木) 18:30~20:00 |
| 開催場所 | 佐喜浜生活改善センター               |
| 出席者  | 17名                       |

### 1. 私の地域の良いところ、地域のつながりや支え合い

- 祭りや学校のつながりが強い
- 世話好きな人が多い
- 地域のつながり 等

### 2. 地域共生社会のためにあったらいいこと

- 高齢者や男性の集いの場
- 外国の人が孤立しないように、あいさつをする
- イタドリをはぐ作業場 等

### 3. これからこの地域にどんな地域になってほしいか？

そのために自分たちにできること

- 縦も横もつながる地域
- 世話人さんを増やす
- 高齢者の力を活用できれば色々できる 等

### 4. 市や市社協に期待すること

- 高齢者のデイと保育園が一緒になるようなところをつくってほしい
- 生活困りごと相談所みたいな相談窓口を作ってほしい
- 市社協の仕事<sup>を</sup>を教<sup>えて</sup>ほしい 等





---

## 第4期室戸市地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画

発行年月：令和4年3月

発行・編集：室戸市福祉事務所 社会福祉班

社会福祉法人 室戸市社会福祉協議会

室戸市福祉事務所 社会福祉班

〒781-7185 室戸市浮津25番地1

TEL：0887-22-5137 FAX：0887-22-1457

社会福祉法人 室戸市社会福祉協議会

〒781-7109 室戸市領家87番地

TEL：0887-22-1348 FAX：0887-22-1346

---



